町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

［一～七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第九号に規定するモバイル網固定電話用設備をいう。次号において同じ。）を除く。）　次に掲げる書類

［イ～リ　略］

八の二　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備に限る。）　次に掲げる書類

イ　第一号に定める書類（同号ソ、ツ及びノに掲げるものを除く。）

ロ　総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

八の三　［略］

［九～十四　略］

［2　略］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　略］

様式第４（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
［1～8　略］	
9　ワイヤレス固定電話	
10　モバイル網固定電話	
11～30　［略］	
31　上記１から30までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五　［同上］

［一～七　同上］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備　次に掲げる書類

［イ～リ　同上］

［新設］

八の二　［同上］

［九～十四　同上］

［2　同上］

（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二　総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

［2　同上］

様式第４（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
［1～8　同左］	
9　ワイヤレス固定電話	
10～29　［同左］	
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	